令和7年度前期用教科書の要望調査について

在カタール日本国大使館では、小・中学生を対象とした令和7年度前期用教科書の要望 調査について、当館 HP 及びメールマガジンによる周知を実施した上、皆様からの申請に 基づいて、教科書を配布いたします。

対象となるのは、現在、カタール国内に長期滞在し、現地校やインターナショナル・スクールへ通学している子女及び自宅学習の子女です。<u>なお、日本人学校に在籍中の皆様の</u>教科書は、学校側がとりまとめますので、個別に申し込む必要はありません。

教科書の無償配布を希望される場合は、「令和7年10月13日」まで大使館領事班に て申請を受け付けておりますので、下記を熟読の上、お申込みください。

<令和7年度前期用教科書無償配布の申込み>

カタール国内に長期滞在し、現地校やインターナショナル・スクールへ通学している日本の義務教育学齢期の子女がいらっしゃる方は、募集期間内に所定の申込書を当館領事班に提出することにより、後日当該学年の日本の教科書を無償で受け取ることができます。また、拡大教科書(※1)、特別支援学校用教科書(※2)をご希望の方は、お申込みの際にその旨お伝え下さい。

- ※1 拡大教科書とは、弱視児童生徒のため教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行しているものです。給与対象者には様々な条件があり、<u>希望のみでの給与はしておりません</u>。お申し込みには専門医の診断書及び診断書の和訳等の提出が必要となります。
- ※2 特別支援学校用教科書には、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科 書、知的障害者用の教科書があります。

1 配布対象となる子女

- 日本国籍(重国籍を含む)を有する日本の義務教育学齢期の子女であること
- 当地に長期滞在している又は滞在予定であること
- 大使館へ在留届を提出していること

2 配布対象とならない子女

- 永住者(将来、本邦に進学・就労等する意志がある場合は配布対象となります。)
- 日本国籍を有しない子女、若しくは外国籍のみの子女(日本人学校に在籍していて も対象になりません。)

3 申込み方法

「教科書無償配布申請書(https://www.qa.emb-japan.go.jp/files/100729512.xlsx)」に必要事項記入の上、子女の日本旅券のコピーとともに、締切日までに当館領事班まで御提出ください。お申込みは以下5のいずれかの方法でお願いいたします。

4 提出書類

- 教科書無償配布申請書
- 子女の日本旅券のコピー(有効な日本旅券を所持していない場合は、6か月以内に 発行された戸籍謄(抄)本(コピー可)を添えてお申し込みください。)
- 在留届(未提出の場合のみ)

5 申込み方法

上記4の書類を以下のいずれかの方法で、当館領事班まで提出してください。

- 領事窓口への直接提出
- \bigcirc E \times \longrightarrow \triangleright (eojqatar@dh.mofa.go.jp)

6 配布場所

当館領事窓口において配布します。受け取りの際は、旅券等の身分事項を確認できる

ものを必ず御持参ください。また、代理の方が受領される場合には、子女の日本旅券の コピー及び代理人の身分証明書をご持参ください。

なお、配布期間内に受取されない場合、申込みは無効となりますのでご留意ください。

在カタール日本国大使館領事班窓口

Embassy of Japan, Consular Section

Al Shabab Street, New Diplomatic Area, Onaiza, Doha, State of Qatar P.O. Box 2208

(問い合わせ先)

本件に関するお問い合わせは、当館領事班までご連絡下さい。

電話: (+974)4440-9000

Eメール (eojqatar@dh. mofa. go. jp)